

令和7年6月4日

八尾駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行)場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公 表	見積書 提出期限	見積合わせ の 日 時	防衛省競争 参加資格	備 考
31	ウエス1号	陸上自衛隊 八尾駐屯地	7.9.1	7.6.4	7.6.11 10:00	7.6.11 10:00	防衛省競争参加資格（全省 庁統一資格）を有しない者であ っても、少額随契と同等規 模の契約を常時継続的に締結 していることを証明できる 者、過去の実績等により十分 な履行能力が証明できる者で あれば参加可	・総品目総額決定
			以下余白					

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒581-0043

住所：大阪府八尾市空港1-81

契約機関名（担当）：陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊（森田）

電話番号（内線）：072-949-5131（内線：347）

F A X 番号：072-949-5313

メー ル：メール ma429fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

見 積 書

提出期限: 令和7年6月11日 10:00

件名リスト一連番号	31 (7.6.4)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
1	ウエス1号	仕様書のとおり	KG	200		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)		7.9.1
	契 約 保 証 金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和7年6月11日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

市場価格調査書

提出期限: 令和7年6月10日 12:00

件名リスト一連番号	31 (7.6.4)
-----------	--------------

(税抜き)

見積金額¥

	品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額
1	ウエス1号	仕様書のとおり	KG	200		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	納入場所 (履行場所)	陸上自衛隊八尾駐屯地		納期 (履行期限)		7.9.1
	契 約 保 証 金	(免 除)		入札(見積)書 有効期間		

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊八尾駐屯地
第398会計隊八尾派遣隊長 寺内 宏 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者氏名
担当者連絡先

※押印は担当者名とその連絡先で代えることができます

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
ウエス 1 号	W 0 0 0 0 0 6	
	作 成	令和 5 年 1 0 月 2 6 日
	変 更	
	作成部隊名	中部方面航空隊本部
1 総則		
1.1 適用範囲		
この仕様書は「ウエス 1 号」について規定し、八尾駐屯地において調達する場合に適用する。		
2 材質等		
a) 生地については、シーツ生地を基準とする。		
b) 綿混入率 70%以上とする。		
c) ボタン・ファスナー・プラスチック等ウエス以外のものが付着していないこと。		
d) クリーニング・消毒・乾燥状態の良好なもの。		
e) 毛布・幌布・オーバー地等厚手の織物が混入していないもの。		
f) ウエス 1 枚の寸法が 0.9 m ² ～1 m ² であること。		
g) 白色であること。		
h) 納入時、消毒証明書を添付すること。		
3 梱包		
2 kg とし、ビニール袋等で包装すること。		
4 検査		
規格・材質等については、本仕様書に基づき、受領検査官が検査をする。		
5 その他		
上記の内容について疑義がある場合は、契約担当官と調整すること。		